平成２９年（フ）第２４号
北海道赤平市字赤平567番地１　福栄団地３－508号室
債務者　村川　　洋
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
北海道滝川市一の坂町東２丁目４番３－217号　一の坂団地
債務者　後藤　和隆
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
北海道室蘭市高砂町２丁目12番16号
債務者　佐々木奈三
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
群馬県太田市小舞木町259番地　ヴェルテックス小舞木402号、前住所群馬県太田市岩瀬川町386番地８
債務者　藤岡　夏海
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３２６６号
大阪府寝屋川市三井が丘４丁目12番２－203号
債務者　伊藤　愉美
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３００号
東京都品川区南大井５丁目13番19－706号
債務者　松田　真季（旧姓西）
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４１４号
大阪市港区波除１丁目２番５－802号
債務者　谷　　昌史
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４２０号
大阪府豊中市桜の町５丁目１番12－201号
債務者　白木　健治
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４９４号
大阪市平野区加美北１丁目４番30号126
債務者　吉村宗三こと　金　　宗三
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５３４号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目12番４号
債務者　吉福　一子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８１号
奈良市川上町69番地の２
債務者　渡邉みね子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第６１号
岡山県真庭市三阪360番地５
債務者　中山　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１２３号
香川県高松市香川町川東上2427番地１
債務者　柴村　玲子（旧姓梅垣）
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７５号
香川県高松市宮脇町１丁目12番２号　Ｋコーポ201
債務者　谷川日奈子（旧姓赤松）
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７１号
香川県丸亀市土器町西２丁目912番地
債務者　横井　智光
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第８０号
香川県坂出市府中町5001番地９　県営坂出府中団地４棟301号
債務者　大森　博樹
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第８１号
香川県丸亀市土器町西７丁目63番地平成ハイツ２　103号
債務者　野元　孝一
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部